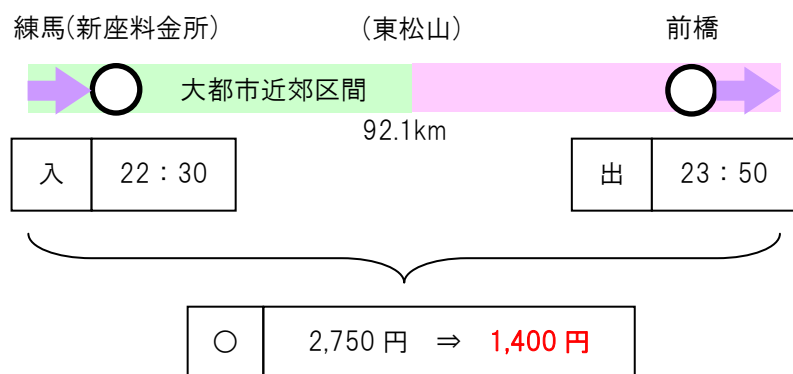


ETC早朝夜間割引 ご利用例

◎以下のご利用例は、**平日**に料金所をETC無線通信により走行することを前提としています(料金は普通車の場合)。

1. 対距離制料金的高速国道(※1)を走行する場合

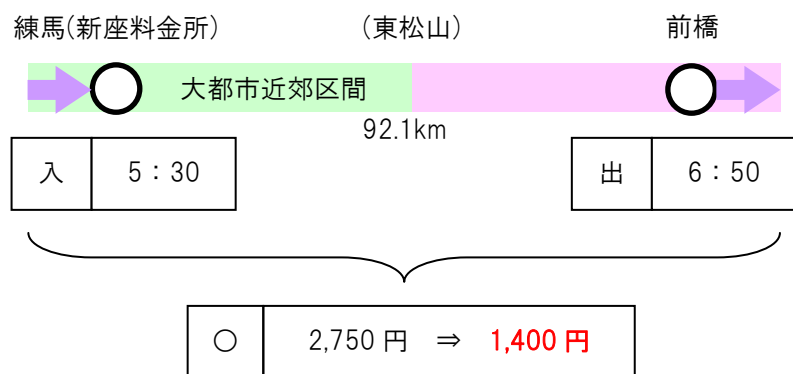


・入口料金所及び出口料金所の通過時刻によって利用時間を確認します。

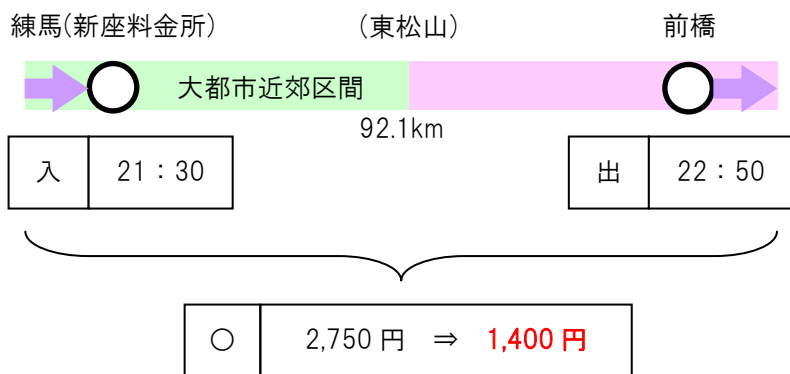
・大都市近郊区間を走行する 100km 以内の走行で、かつ、入口となる新座料金所と出口の前橋料金所の両方を22～6時の間に通過していますので、早朝夜間割引が適用されます(この例では、深夜割引(平日20時～翌0時)の割引適用条件も満たしていますが、割引額が大きい早朝夜間割引が適用されます)。

(※1)ご利用距離に応じて料金をいただく区間の高速国道を指します。

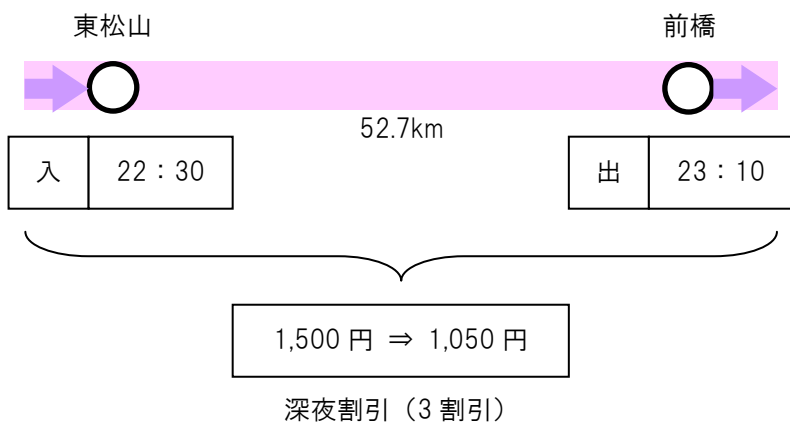
例: 東北自動車道、関越自動車道など



・大都市近郊区間を走行する 100km 以内の走行で、かつ、入口となる新座料金所を22～6時の間に通過していますので、早朝夜間割引が適用されます(この例では、深夜割引(平日4～6時)や通勤割引の割引適用条件も満たしていますが、割引額が大きい早朝夜間割引が適用されます)。

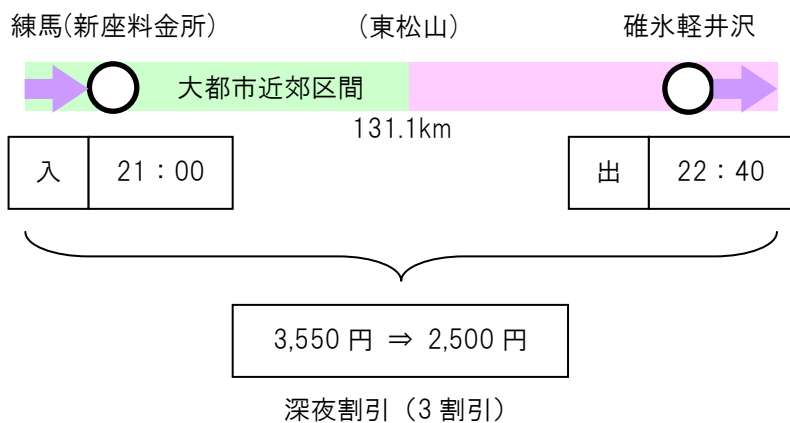


・大都市近郊区間を走行する 100km 以内の走行で、かつ、出口の前橋料金所を22～6時の間に通過していますので、早朝夜間割引が適用されます(この例では、深夜割引(平日20時～翌0時)の割引適用条件も満たしていますが、割引額が大きい早朝夜間割引が適用されます)。



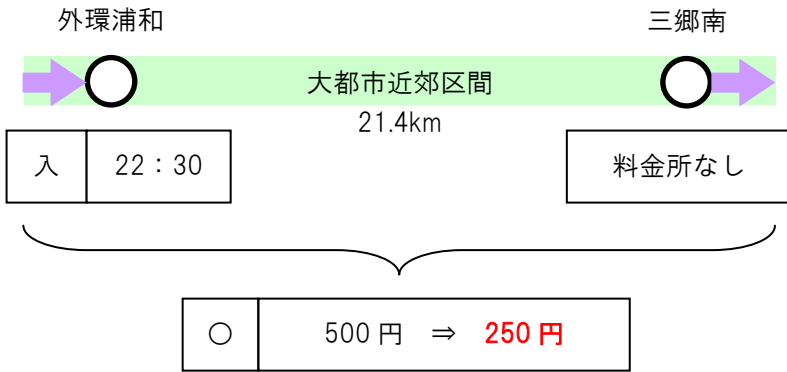
・大都市近郊区間を走行していませんので、早朝夜間割引は適用されません。
この例では、深夜割引(平日20時～翌0時・3割引)が適用されます。

・関越自動車道の大都市近郊区間は練馬～東松山間ですが、(境界に位置する)東松山 IC から嵐山小川 IC の方向へ走行される場合には、大都市近郊区間を走行していないこととなりますので、ご注意ください。



・100km を超える走行になりますので、早朝夜間割引は適用されません。
この例では、深夜割引(平日20時～翌0時・3割引)が適用されます。

2. 均一制料金の高速国道(※2)を走行する場合

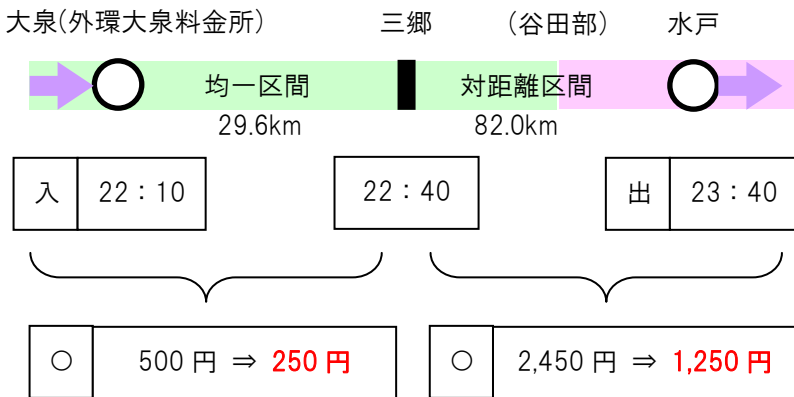


・料金をお支払いいただく料金所の通過時刻によって利用時間を確認します。

・大都市近郊区間を走行する 100km 以内の走行で、かつ、外環浦和料金所を22～6時の間に通過していますので、早朝夜間割引が適用されます。

(※2)ご利用距離に関係なく一定額の料金をいただく区間のうち次の区間を指します。
 東京外環道(大泉～三郷南)、中央道(高井戸～八王子)、近畿道(吹田～松原)、阪和道(松原～岸和田和泉)、西名阪道(天理～香芝、香芝～長原・松原)

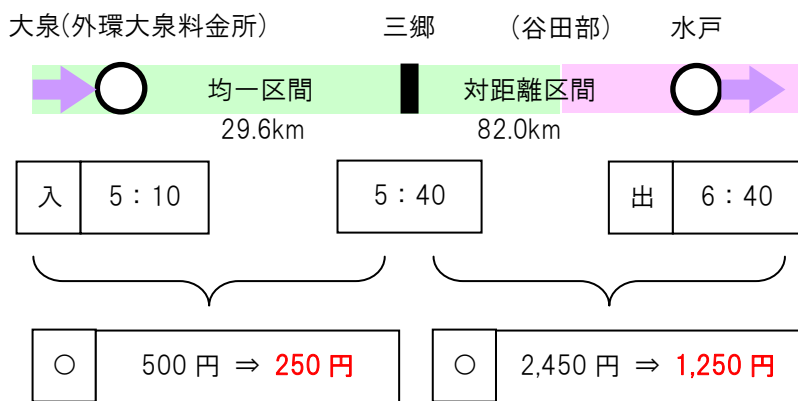
3. 対距離制料金の高速国道と均一制料金の高速国道を連続して走行する場合



・均一制料金の区間は、その区間の料金をお支払いいただく料金所の通過時刻によって利用時間を確認します。対距離制料金の区間は、対距離制料金の区間の入口となる料金所及び出口となる料金所の通過時刻によって利用時間を確認します。また、**走行距離は、均一区間と対距離区間で別々に確認します**(均一区間と対距離区間がそれぞれ 100km 以内であれば、合算して 100km を超えていても割引対象になります)。

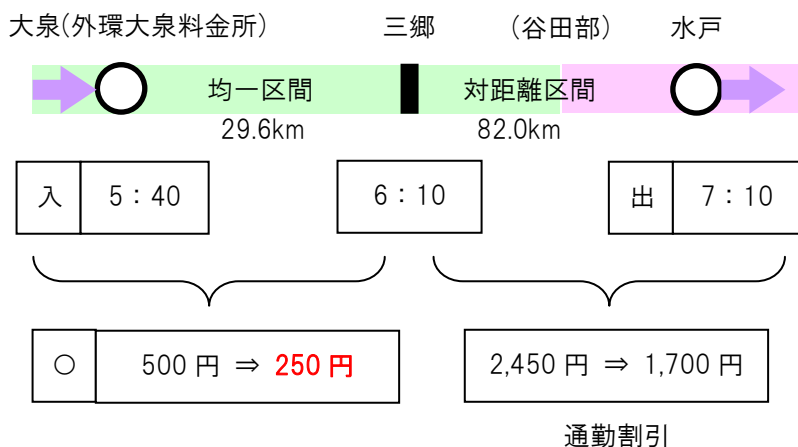
・均一区間は、大都市近郊区間を走行する 100km 以内の走行で、かつ、外環大泉料金所を22～6時の間に通過していますので、早朝夜間割引が適用されます。

・対距離区間は、大都市近郊区間を走行する 100km 以内の走行で、かつ、入口となる三郷料金所と出口となる水戸料金所の両方を22～6時の間に通過していますので、早朝夜間割引が適用されます。



・均一区間は、大都市近郊区間を走行する100km以内の走行で、かつ、外環大泉料金所を22～6時の間に通過していますので、早朝夜間割引が適用されます。

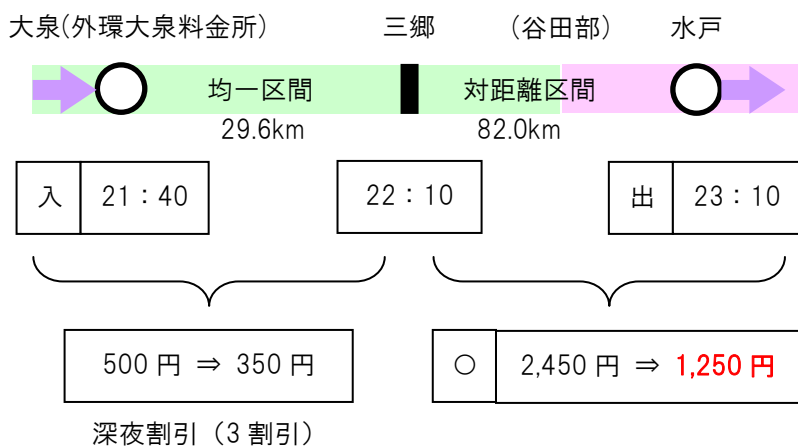
・対距離区間は、大都市近郊区間を走行する100km以内の走行で、かつ、入口となる三郷料金所を22～6時の間に通過していますので、早朝夜間割引が適用されます。



・均一区間は、大都市近郊区間を走行する100km以内の走行で、かつ、外環大泉料金所を22～6時の間に通過していますので、早朝夜間割引が適用されます。

・対距離区間は、大都市近郊区間を走行する100km以内の走行ですが、入口となる三郷料金所と出口となる水戸料金所のどちらも22～6時の間に通過していませんので、早朝夜間割引は適用されません。

この例では、通勤割引が適用されます。

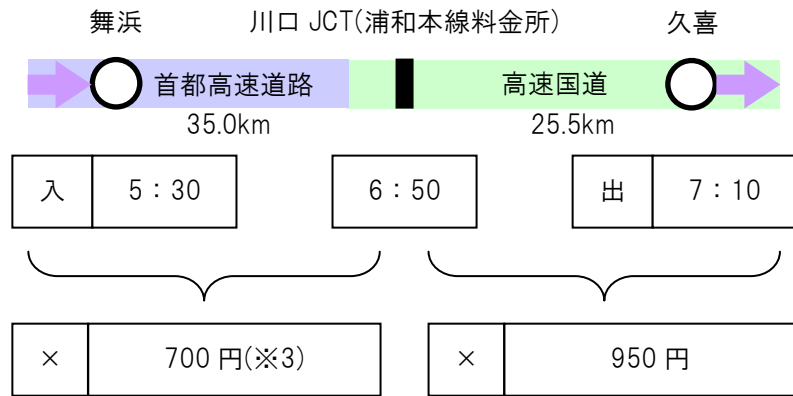


・均一区間は、外環大泉料金所を22～6時の間に通過していませんので、早朝夜間割引は適用されません。

この例では、深夜割引(平日20時～翌0時・3割引)が適用されます。

・対距離区間は、大都市近郊区間を走行する100km以内の走行で、かつ、入口となる三郷料金所と出口となる水戸料金所の両方を22～6時の間に通過していますので、早朝夜間割引が適用されます。

4. 首都高速道路などの都市高速道路等と高速国道を連続して走行する場合

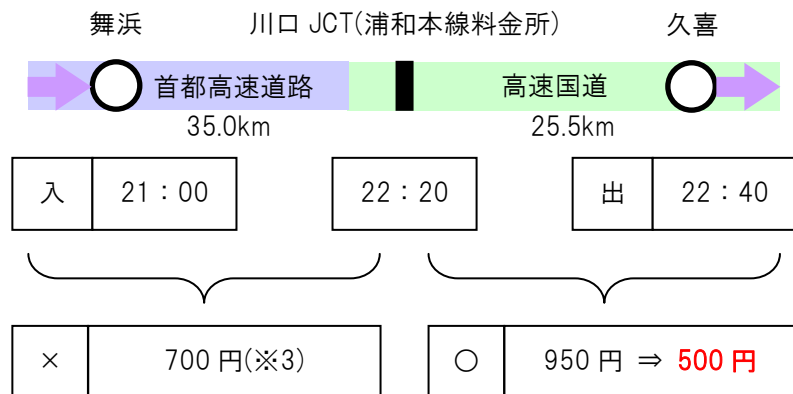


・早朝夜間割引は、高速国道の料金所を通過する時刻によって利用時間を確認します。都市高速道路等の料金所通過時刻は考慮しませんのでご注意ください。また、**走行距離についても、都市高速道路等の距離を合算しません。**

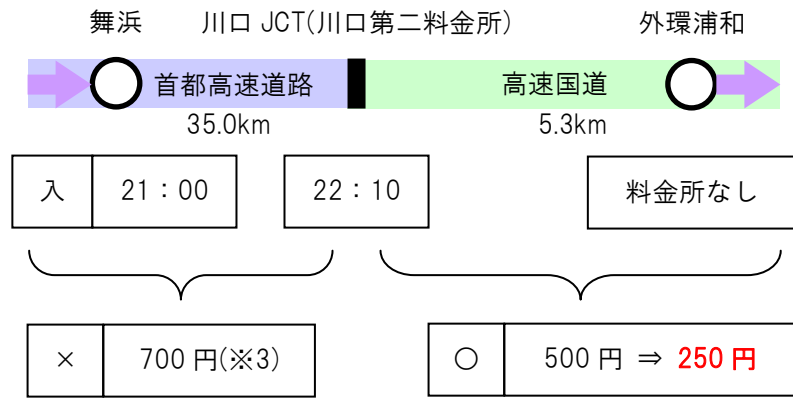
・舞浜料金所(首都高速道路の料金所)の通過時刻は22～6時の間に該当しますが、首都高速道路での料金所通過時刻では早朝夜間割引の適否を判断いたしません。

・この例では、高速国道の入口となる浦和本線料金所と出口となる久喜料金所のどちらも22～6時の間に通過していませんので、早朝夜間割引は適用されません。

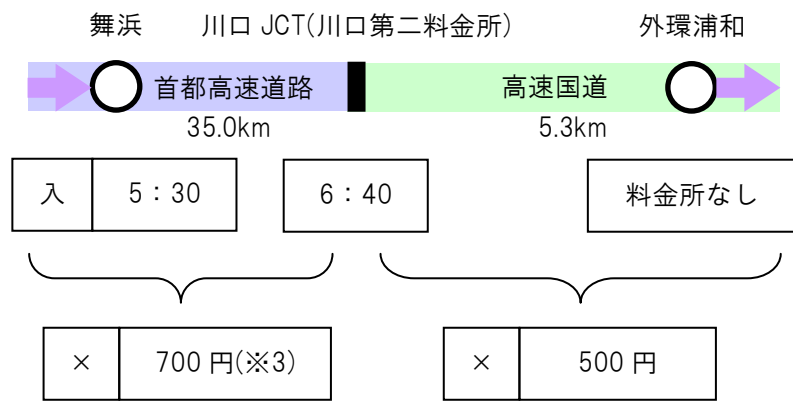
・川口 JCT～久喜間が大都市近郊区間を走行する 100km 以内の走行で、かつ、高速国道の入口となる浦和本線料金所と出口となる久喜料金所のどちらも22～6時の間に通過していますので、高速国道の料金に早朝夜間割引が適用されます



(※3)首都高速道路株式会社の実施する割引が別途適用される場合もございますので、詳しくはホームページでご確認ください。
(⇒[詳しくはこちら](#))



・川口 JCT～外環浦和間が大都市近郊区間を走行する100km以内の走行で、かつ、高速国道の入口となる川口第二料金所を22～6時の間に通過していますので、高速国道の料金に早朝夜間割引が適用されます。



・川口第二料金所を22～6時の間に通過していませんので、早朝夜間割引は適用されず、通常料金になります。